

**第1回 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会
(議事の記録)**

1 日時

令和5年9月8日(金) 午後2時から午後4時まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

(有識者)

伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
武 るり子 犯罪被害者遺族
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(警察庁)

江口 有隣 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
櫻井 美香 長官官房教養厚生課長
関口 真美 長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)

(関係府省庁)

笹 泰子 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長補佐
五十嵐 広和 こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援推進官
境 勝利 総務省大臣官房企画課課長補佐
寺下 征司 法務省大臣官房秘書課付
片山 達也 文部科学省大臣官房政策課企画官
富澤 直嗣 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括官室企画調整専門官
佐藤 義則 国土交通省総合政策局政策課企画専門官

4 概要

(1) 開会の挨拶

江口警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)から開会の挨拶があった。

(2) 構成員紹介

(3) 座長選出

伊藤構成員が座長に選出された。

(4) 検討会の議事記録及び会議資料の取扱い

座長から、議事の記録については、構成員の確認を経た上で、発言者名を付さない

形で要点をまとめたものを警察庁ウェブサイトにおいて掲載する旨、会議資料については、会議終了後、原則として全て警察庁ウェブサイトにおいて掲載し、公開になじまない資料がある場合には、その都度構成員に確認の上、構成員限りの取扱いとする旨が諮られ、了承された。

(5) 事務局説明

事務局から、資料1に沿って本検討会のテーマについて、資料2に沿って地方公共団体における犯罪被害者等支援に係る警察庁の主な取組について、資料3～5に沿って犯罪被害者等支援に係る機関・団体、各施策及び経済的支援について、資料6に沿って地方公共団体における犯罪被害者等施策の導入状況について、それぞれ説明がなされた。

また、資料7に沿って本検討会における論点（たたき台）について説明がなされた。さらに、現在、地方公共団体に対して犯罪被害者等支援の実情を調査するアンケートを実施中である旨説明がなされた。

(6) 討議

各構成員の発言は以下のとおり。

ア 論点（たたき台）構成への意見

- 資料7で検討すべき論点（たたき台）が示されているが、地方公共団体において犯罪被害者等支援に係る取組を推進するということは、警察庁が所管する犯罪被害給付制度を警察庁が単独で見直すこととは本質的に異なる。したがって、本検討会で検討する論点としては、「体制の構築に関する論点」、「支援の内容に関する論点」に加え、体制面・内容面に関する本検討会の提言を地方公共団体においてどのように実現するかということも、3つめの論点として明示的に追加する必要があるのではないか。
- 本検討会の体制面・内容面に関する提言を地方公共団体においてどのように実現するかということについて、論点として追加することに賛成である。ただし、地方公共団体において実現させる内容については、優先順位を決めておいた方が良いと思う。
- いくら良い制度ができたとしても、実効性があるものでないと被害者に届かないため、どのように実現するかという点を論点に加えることには賛成である。支援制度については、実際に被害者のところに届いて、使ってもらえるということが重要である。

イ 論点全般に関する意見

- 犯罪被害者等支援を考えるに当たり、対象とする被害者の範囲が必ずしも明らかではない。どこまでを被害者と捉えて支援を行うこととするのか、共通の認識を持った上で議論していく必要がある。特に交通犯罪の被害者については、支援の対象にならないことも多く、こうした被害者も犯罪被害者等支援の枠内に入れていけないと感じている。

- 支援すべき被害者の対象について、全ての被害者ということになるであろうが、実際のところ、中核となるのは御遺族や性暴力の被害者など、健康に対する障害が大きく出てしまうような人たちになってくるのではないか。

ウ 体制の構築に関する論点への意見

- 推進会議決定において「ワンストップサービスの実現」を目指すとされており、ワンストップサービスを都道府県レベル・市区町村レベルでどのような形で実現させるかという点を意識する必要がある。都道府県レベルでは、1つのフロアに都道府県、警察、支援センターの各担当者を集めて、物理的にまとめた体制を構築するというのも一案であるが、市区町村レベルとなると簡単ではない。
ワンストップサービスの実現を目指すに当たっては、連絡協議会を設置し、その会議を年1回開催して関係機関連携を図るといったものではなく、個々の事案において、どうワンストップサービスを目指すのかという点が重要である。
- ワンストップサービスの参考として、栃木県では、大きな事件が発生したような際、警察、支援センター、県の担当者が集まって、どのような支援ができるか検討会を開いて話し合う機会を設けている。また、宇都宮市役所においては、被害者が市役所に各種手続に行く際、部屋を用意し、手続に関係する市役所職員が一堂に会し、必要な手続をその場で全て実施するという取組を行っている。
- ワンストップで支援を提供するには、心理士、ソーシャルワーカー、司法関係者等の多職種から成るチーム機能を持った組織が必要であると考えられる。そういうチームを置くところの選択肢としては、支援センターや民間団体があるが、財政難のため人材育成に苦労しているところが多い。犯罪被害者等支援は被災者支援に似たところがあるため、多職種連携のモデルとして、災害を契機に設置される「こころのケアセンター」の仕組みを参考としてはどうか。
- ワンストップサービス作りには、どのようなワンストップサービスを目指すのかというイメージを共通して持つことが大事である。
- 被害者の中には、自ら支援窓口を探すことができない人も多くいる。真面目な方ほど、一人で抱え込んでしまう傾向にあるため、そうした人たちに支援は当然に享受できるものであることをどう知ってもらうかが課題である。
- 社会の耳目を集めるような事件であれば、自ずと支援体制は立ち上がる。一方で、社会的に見れば小さい事件の場合、十分な支援体制が構築されないことが多い。しかしながら、このような場合であっても問題がないわけではなく、全ての被害者に対して漏れのない支援をどう行っていくかが課題である。
また、相談がないから支援を必要としていないという訳ではなく、被害者がいる以上、支援に繋がっていないのではないかという視点が必要である。先進的な取組を実施している地方公共団体のみではなく、犯罪被害者等支援が進んでいない地方公共団体からもヒアリングを行い、課題の掘り起こしを行うべきである。
- 支援センターのような公安委員会指定の早期援助団体であったとしても、警察から被害者に対して支援センター等に関する情報提供を行うことが少ないように感じている。被害者の中には、まだまだ支援センター等に繋がっていない人もいるため、警察にはぜひ早いうちに被害者に関係機関を紹介していただき、能動的

に支援を行う体制を構築する必要がある。

- 支援センターにおいては、犯罪被害者等支援のための特化条例の制定に向けて、都道府県・市区町村への働きかけを行っているが、特に、市区町村数が多いところについては、支援センターだけで働きかけることは非常に大変である。ぜひ警察においても必要な協力をしていただきたい。
- 全国被害者支援ネットワークにおいては、被害者がどこで被害に遭っても全国の支援センターでも同じ支援を提供できるよう、また、点ではなく線で被害者を支えることができるよう、研修を行っているところ。
被害者は孤立しがちで、同じ痛みを持った者が語り合う場として自助グループがあり、このような点でも同じ支援を提供できるよう、研修を積んでいるが、このような場に繋がることができていない被害者がまだ多くいるということも分かっていたいただきたい。
- 被害者に対する質の高いケア・支援を行うためには専門性の高い人材が必要であるが、犯罪被害者等支援を生業としている専門人材が少ない。特にソーシャルワーカーの体制が脆弱である。犯罪被害者等支援に専門人材を活用するためには、人材育成が課題であるとともに、支援活動を職業として成り立たせていく必要があるのではないか。
- 犯罪被害者等支援の専門人材が少ないという話があったが、ハードルを上げすぎると、専門性の高い人材であっても支援する側に加わりにくくなると思う。支援に加わりやすい環境を作ることが重要である。
- 地方公共団体においては、犯罪被害者等支援の経験が少ない職員が多く、人事異動もあることから、担当職員が孤立してしまいがちである。例えば、地方公共団体において支援を行う職員にメンターやスーパーバイザーを置き、担当職員が気軽に相談したり助言を受けたりするサポート体制を構築することはできないか。
- 現状、地方公共団体において、カウンセリング機能を持っているところがあるが、カウンセラーに対する支援体制が非常に脆弱であると感じている。支援者の二次受傷防止の観点からも、スーパーバイザーのような支援者側の支援を行うための体制の構築が必要である。
- 警察庁の取組である被害者による講演会「命の大切さを学ぶ教室」について、民間支援団体や警察の方だけでなく、地方公共団体の窓口担当者にも来ていただき、被害者がどのように感じているかなどを知ってほしい。
- 被害者は、被害者と同じ目線に立って人間関係を構築できる支援者を求めており、都道府県レベル・市区町村レベルでこうした人材を育成することが重要である。人材育成のためには、財政基盤が必要であり、国から支援センター等の民間支援団体への財政的支援を実施してほしい。
- 犯罪被害者等支援に精通している弁護士が少ないため、信頼できる弁護士を探すことが大変である。犯罪被害者等支援に関わる弁護士の育成が必要で、職業として成り立つようにしてほしい。被害者から必要な料金を取っても問題ないと思うし、それでも足りないのであれば、国から財政的支援を実施してほしい。被害者に寄り添ってくれる弁護士と出会えるか出会えないかで、その後の人

生が変わってしまう。

- 関係機関連携の枠組みにマスコミも入れてほしい。犯罪被害者等支援に関するイベントの広報といった協力もしてもらうことができるほか、報道関係者による二次的被害の防止の観点からも、犯罪被害者等支援について知っていただいていた方が多い。
- 被害者本人だけでなく兄弟への支援も必要である。学校等ではスクールカウンセラーの配置が進んできているが、未だに学校側の理解や支援が十分ではないと感じているため、教員及びスクールカウンセラー等への研修を充実させてほしい。
- 資料3の犯罪被害者等支援に係る機関・団体リストについて、未成年後見人・成年後見人や民生委員も加えてはどうか。以前、未成年後見人を立てなければ親の資産を相続できないということで、急遽弁護士にお願いしたという事例があった。民生委員についても、地区に根ざしている方であることから、協力して被害者を関係機関に繋いでいただきたいと考えている。
- 様々なアイデアが出ているところであるが、一次予防的な啓発に関する取組と、実際に支援を行うためのより専門性の高い取組とで、切り分けて考える必要がある。きちんと支援を行うためには、支援を統括する専門家が必要になる。
- 犯罪被害の直後であれば、警察や支援センター等から支援を受けることが比較的容易であるが、現状、刑事裁判が終わった後や加害者の出所時など、犯罪被害の発生から時間が経過した後に相談できるところが少ない。保護観察所の被害者担当や保護司がいるが、相談しにくい状況である。被害者にとっては、加害者の社会復帰時の相談やその後の謝罪や損害賠償の支払に関する相談など、時期に応じて相談したいことが変わっていくため、中長期的に相談できる体制を構築してほしい。
- 中長期的な支援の整備との観点から、刑の執行段階における被害者の心情等聴取・伝達制度が令和5年12月1日より施行されるが、刑務所等における被害者担当官の役割及び業務内容について教示いただきたい。
- DX活用方策について、どのような業務をデジタル化するのか検討するためにも、既にDXに取り組んでいる地方公共団体のモデル施策があるか教えてほしい。
- DXの活用として、被害者が必要な支援を把握するためのアプリを作成したり、相談等に対応してくれるチャットボットを導入したりすることなどが考えられる。
- 被害者が安心してたどりつくことができる、必要な情報が一覧になっているポータルサイトを作ることが考えられる。
- 支援者間での情報共有も必要であると思われることから、事案が特定されない形で被害者からの相談及びその際に活用できた制度などの事例集のようなものについて、ウェブ掲示板（クローズなネットワーク）を設け、検索機能を付けて共有する仕組みを構築することが考えられる。
- デジタル技術の活用について、情報発信や情報集約のためには有効であるが、困難事例の検討のために掲示板を活用することなどについては、現時点では懸念

がある。

- 国から地方公共団体及び民間支援団体に対し、支援全体に関わるものとして、どのような財政的支援を実施しているのか教えていただきたい。

エ 支援の内容に関する論点への意見

- 支援制度の内容だけでなく、その支援制度を利用することができる要件についても検討すべきである。地方公共団体で導入している見舞金制度も、そのほとんどは重大事件に限る、過失犯は認めないなど、要件が付されているものが多い。一般的に、相談や情報提供といったソフト面のサービスは対象が広いが、予算が絡んでくると対象が狭くなる傾向にある。各地方公共団体が導入している支援制度も、支援の対象を比較的重大な身体犯に限定して、財産犯は対象外としているところがほとんどであるが、本来は、財産犯だから被害が軽いとは限らず、被害の種類や程度で支援制度の利用対象を限るということは、あってはならないと考える。「支援の対象となる犯罪被害者等の範囲はどこまでなのか」という問いにも関わるが、大きな枠組みの中で重要なものは要件を議論しておいた方が地方公共団体にとっても参考になるのではないか。
- 支援の対象となる被害者の範囲について、例えば、交通犯罪の場合、危険運転致死傷罪となる事件であれば様々な支援の対象となる一方で、過失運転致死傷罪となる事件であると、見舞金を含め、様々な支援制度の対象外になってしまい、受けられる支援が異なってしまう。
- 法的支援について、都道府県・市区町村において、少なくとも2、3回は無料の法律相談ができるような制度を構築したら良いのではないか。
- 法務省において、犯罪被害者等支援弁護士制度についての検討が進められていると承知しているが、現時点の検討状況を教えていただきたい。

(7) 次回検討会の内容

座長から、次回検討会の内容について、事務局から地方公共団体に対するアンケートの結果を報告するとともに、第1回の議論を踏まえつつ、論点について二巡目の議論を行う旨説明し、構成員より了解を得た。

また、事務局から、次回検討会については11月9日（木）9時から開催する予定である旨説明がなされた。